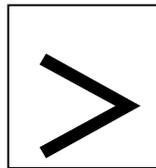


図 1

○世帯主・配偶者・子ども1人の3人世帯の場合

令和5年 所得

令和6年 所得



推計所得税額	60,000 円
定額減税可能額	90,000 円
※所得税分のみ	
調整給付	30,000 円



所得税額(実績)	45,000 円
定額減税可能額	90,000 円
※所得税分のみ	
調整給付(実績)	45,000 円

定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

差額の2万円を不足額給付として給付  
 ※端数は1万円単位で切上げ

【解説】令和5年度所得に基づく推計所得税額が6万円、所得税額分のみ定額減税可能額が9万円、調整給付は3万円でしたが、令和6年所得が確定し、所得税額(実績)が4万5千円、所得税額分のみ定額減税可能額が9万円となり、調整給付(実績)は4万5千円となった場合、調整給付の3万円と調整給付(実績)4万5千円の差額である1万5千円が不足額給付として給付されます。端数は1万円単位で切上げされるため、2万円が不足額給付として給付されます。